

診療報酬の算定方法に関する厚生労働大臣の告示に伴う関係条例の整備に関する条例  
(平成18年3月31日京都市条例第170号)(保健福祉局保健衛生推進室健康増進課, 同室地域医療課, 身体障害者リハビリテーションセンター管理課, こころの健康増進センター相談援助課, 児童福祉センター総務課, 京都市立病院管理課, 京北病院及び桃陽病院)

診療報酬の算定方法(平成18年3月6日厚生労働省告示第92号)の告示に伴い, 保健所等の健康保険法の規定による療養又は老人保健法の規定による医療に係る使用料又は利用料金を改定することとしました。

この条例は, 平成18年4月1日から施行することとしました。

診療報酬の算定方法に関する厚生労働大臣の告示に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第170号

診療報酬の算定方法に関する厚生労働大臣の告示に伴う関係条例の整備に関する条例

(京都市保健所条例の一部改正)

第1条 京都市保健所条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準」を「健康保険法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めるところにより算定した額又は老人保健法第30条第1項に規定する医療に要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

(京都市病院事業条例の一部改正)

第2条 京都市病院事業条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年3月16日厚生省告示第54号)若しくは老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年3月16日厚生省告示第72号)」を「健康保険法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めるところにより算定した額若しくは老人保健法第30条第1項に規定する医療に要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

(京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第3条 京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を次のように改正

する。

第7条第2項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準」を「健康保険法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めるところにより算定した額又は老人保健法第30条第1項に規定する医療に要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

(京都市急病診療所条例の一部改正)

第4条 京都市急病診療所条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年3月16日厚生省告示第54号）中医科診療報酬点数表又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年3月16日厚生省告示第72号）中老人医科診療報酬点数表」を「健康保険法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めるところにより算定した額又は老人保健法第30条第1項に規定する医療に要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

(京都市児童福祉センター条例の一部改正)

第5条 京都市児童福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準」を「健康保険法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めるところにより算定した額又は老人保健法第30条第1項に規定する医療に要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

(京都市桃陽病院条例の一部改正)

第6条 京都市桃陽病院条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」を「健

康保険法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めるところ」に改める。

(京都市健康増進センター条例の一部改正)

第7条 京都市健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法中医科診療報酬点数表又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準中老人医科診療報酬点数表」を「健康保険法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めるところにより算定した額又は老人保健法第30条第1項に規定する医療に要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

(京都市こころの健康増進センター条例の一部改正)

第8条 京都市こころの健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準」を「健康保険法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めるところにより算定した額又は老人保健法第30条第1項に規定する医療に要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室健康増進課, 同室地域医療課, 身体障害者リハビリテーションセンター管理課, こころの健康増進センター相談援助課, 児童福祉センター総務課, 京都市立病院管理課, 京北病院及び桃陽病院)